

# 指定管理者制度導入施設のモニタリングの見直しに向けた サウンディング型市場調査実施要領

## 1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」(以下「調査」という。)とは、市が予定又は実施している事業の検討・見直しに当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

## 2 調査目的

本市では、平成31年4月現在、154の公の施設で指定管理者制度を導入しておりますが、平成30年度の指定管理者監査において、収支会計経理に関する様々な指摘を受けたほか、平成16年4月に本市で制度を導入して以来15年が経ち、制度運用のあり方等について、改めて効果や課題の検証を行う必要があることから、現在、指定管理者制度の運用の見直しを実施しております。

今回のサウンディング型市場調査では、特に、指定管理者制度導入施設に対するモニタリング(履行状況の確認・評価など)について、より実効性のある見直しとするため、受託者側の視点から幅広い御意見をいただきたく調査を実施するものです。

## 3 調査概要

調査内容	指定管理者制度導入施設のモニタリング見直し案に関する意見照会
見直し案概要	別紙3「指定管理者モニタリング見直し概要資料」のとおり
主な対話内容	1 モニタリングにおいて、より評価すべき事項について 2 見直し案に対する指定管理者側の負担感について 3 その他モニタリングの実施方法等に対する意見について
対象者	1 本市の指定管理者 2 本市の指定管理事業への参入を検討している団体(それらを構成員とするグループ等を含む。)

詳細については、次ページ以降をご確認ください。

## 4 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	令和元年10月7日(月)
対話参加の申込み	令和元年10月18日(金)まで
資料提出	対話実施日の3営業日前まで
対話の実施	令和元年10月28日(月)～11月1日(金)
結果の公表	令和元年11月下旬(予定)

## 5 対話までの流れ

### (1) 対話参加の申込み

別紙1「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールへ添付の上、期日までに下記申込先へお申込みください。

【申込期限】令和元年10月18日(金)

【申込先】相模原市企画財政局企画部経営監理課  
keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

### (2) 資料提出

別紙2「見直し案に対する意見表」を御作成いただき、Eメールに添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

【申込期限】対話実施日の3営業日前までに御提出ください。

### (3) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日時】令和元年10月28日(月)～11月1日(金)までの期間で、45分程度を予定。(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場所】相模原市役所本庁舎及びその周辺施設内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「7 対話内容」以降をご確認ください。

## 6 見直し案概要

### (1) 現状・課題等

平成30年度の指定管理者監査において、収支会計経理に関する様々な指摘を受けたほか、平成16年4月に本市で制度を導入して以来15年が経ち、制度運用のあり方等について、改めて効果や課題の検証を行う必要があることから、現在、指定管理者制度の運用の見直しを実施しております。

今回のサウンディング型市場調査では、特に、指定管理者制度導入施設に対するモニタリング(履行状況の確認・評価など)について、より実効性のある見直しとするため、受託者側の視点から幅広いご意見をいただきたいと考えております。

### (2) 見直しのイメージ

「9 参考資料」を御参照ください。

## 7 対話内容

主に次の項目について、自らが指定管理者となることを前提とした御意見をお願いいたします。

対話の際には、主に御提出いただいた別紙2「見直し案に対する意見表」の内容について、市側から質問をさせていただき形式で対話を実施いたします。

また、必要に応じて、対話実施後に追加対話(書面による対話を含む。)等を実施させていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

## 【主な対話項目】

項目	内容
1 見直し案に対する意見について	次の視点等に基づき、別紙2「見直し案に対する意見表」を御作成願います。 <u>(1) モニタリングにおいて、より評価すべき事項について</u> 市が定める見直し案等について、 <u>評価が不十分な事項や適正な評価ができていない事項などの、御意見等がございましたら御教示ください。</u> <u>(2) 見直し案に対する指定管理者側の負担感について</u> 市が定める見直し案等について、 <u>指定管理者にとって過度な負担となる事項などの、御意見等がございましたら御教示ください。</u> <u>(3) その他モニタリングの実施方法等に対する意見について</u> 上記のほか、 <u>モニタリングの実施方法等について御意見等がございましたら御教示ください。</u>

今回の調査は、制度所管課が実施しておりますので、個別施設に対する意見ではなく、制度の運用方法等に関する対話とさせていただきます。そのため、個別施設に対する意見につきましては、回答できない場合がございますことをご了承ください。

## 8 留意事項

### (1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、今後の事業者公募等における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

### (2) 対話参加希望者が多数となった場合の取扱いについて

対話参加の申込みが多数となった場合は、限られた時間の中で効率的に調査を実施するため、対話を実施する事業者を一定の基準（所在区分、法人形態等）毎に選出させていただきます。あらかじめ御了承ください。

### (3) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、参加者の負担とします。

### (4) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表に当たっては、参加者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容については、参加者に対して事前に確認を行います。

「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

### (5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第31号）第2条第4号に規

定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

## 9 参考資料

別紙 3 「指定管理者モニタリング見直し概要資料」

別紙 4 「指定管理者のモニタリングに係る見直し案について」

別紙 4 - 1 「指定管理者の履行管理に関するチェックシート」

別紙 4 - 2 「新モニタリング・シート（案）」

別紙 4 - 3 「新モニタリング・シート作成要領」

## 10 問い合わせ先

連絡先：相模原市企画財政局企画部経営監理課経営監理班

所在地：相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5 本庁舎本館 3 階

電話番号：042-769-9240

F A X：042-754-2280

E - m a i l：keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp